

なすの訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 One-or-Eight 合同会社が開設する「なすの訪問入浴ステーション」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護職員(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、事業所の介護・看護職員等(以下「職員」という)は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

2 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、事業所の職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図る。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 なすの訪問入浴介護ステーション
- ② 所在地 栃木県那須塩原市緑1丁目8番43号坂本事務所1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	—	1		介護職員と兼務
看護職員	看護師及び准看護師		1名以上	
介護職員	—	1名以上	1名以上	うち1名管理者と兼務

(1)管理者

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2)看護職員・介護職員

指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとする。なお、利用者に対しては、事前に職員等の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう依頼し、入浴前の食事摂取を控え、室温を適温に調節し、気分が悪くなったときはすみやかに申し出ることを伝える。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8:30から午後17:30までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 全身入浴
- ② 部分浴(90/100)
- ③ 清拭(90/100)

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は徴収しない。

(緊急時等における対応方法)

第7条 職員は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、那須町、那須塩原市、大田原市、那珂川町、那須烏山市の区域とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 1 虐待防止委員会を設置し、委員長を虐待防止に関する責任者とする。
- 2 虐待防止委員会は必要に応じ成年後見制度等必要な制度の利用支援をおこなう。
- 3 虐待防止委員会は虐待の防止のための指針を整備し、必要時に外部機関との連携を図る。
- 4 虐待防止委員会は定期的に会議を開催し、その結果を公表し従業者に対して周知徹底をおこなう。
- 5 虐待防止委員会は従業者に対して定期的に研修を開催する。

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(就業環境の確保)

第12条 事業所は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はOne-or-Eight 合同会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。